

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 水島港の特定重要港湾の指定等

水島港を特定重要港湾及び入港料を徴収しようとするときに国土交通大臣の同意を得ることを要する港湾に指定すること。

(別表第一及び第五関係)

第二 附則関係

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行すること。
- 2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。